



令和5年8月25日
自動車交通部

9年ぶりに貸切バスの運賃・料金が変わります ～北陸信越運輸局が管内の貸切バスの新運賃・料金を公示～

現在の貸切バスの運賃・料金制度は平成26年に導入されましたが、本年3月10日に開催された第9回「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合において、昨今の経済状況の変化や市場動向等を踏まえ、新たな運賃・料金等が求められたことから、今回の見直しに至り、本日、北陸信越運輸局管内の新たな貸切バスの運賃・料金を公示しました。

なお、今回の見直しは、全国一斉で行われています。

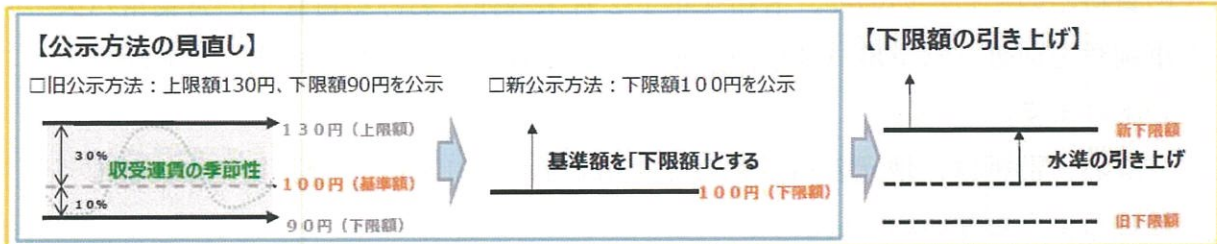
1. 運賃・料金見直しの概要について

現在の貸切バスの運賃・料金は、貸切バス事業者が適切に安全への投資を行えるようにすることを目的に平成26年に導入されました。

以後、人件費や燃料費など諸々のコストが上昇しており、これを適切に運賃・料金に反映させ、貸切バス事業者の収入基盤の改善を図ることとしました。

また、現在、貸切バス事業者は、1時間当たり及び1km当りの単価の「上限額」と「下限額」を国に届け出ていますが、貸切バス事業者の創意工夫によって高付加価値なサービスを提供することも可能となるよう、「上限額」の届出を不要とすることとしました。

【見直しのイメージ】



2. 新しい運賃公示額について

別添「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」のとおり

3. 今後のスケジュールについて

貸切バス事業者には9月25日までに運賃・料金の変更届出の提出を求めるとしており、貸切バス事業者は、10月1日までに順次、新たな運賃・料金が適用されます。

なお、新たな運賃・料金の届出前までに運送の引受を合意していた場合は、経過措置として従前の運賃・料金の額を適用することが可能です。

<お問い合わせ先>
自動車交通部 旅客課 小林、小平
TEL: 025-285-9154